

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事	令和7年9月2日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 兵庫県神戸市中央区港島中町4丁目1番1	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社ダイエー 代表取締役 西峠 泰男

前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	165 台	0 台	1 台	164 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	306 台	38 台	0 台	350 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	72.3	キログラム	0.8	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	設備管理会社による点検の実施→台帳管理			
	廃棄時	マニフェスト管理			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	・設備管理会社による簡易点検、定期点検の実施。 ・店では台帳管理を行い、管理部署と結果を共有。修繕が必要な場合には実施。			
	廃棄時	資産管理台帳管理、設備管理会社へ報告			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	<ul style="list-style-type: none"> ・2040年までにGWP(地球温暖化計数)ゼロの冷媒100% ・2026年からは自然冷媒に順次入替(メーカーの自然冷媒機器ラインナップが揃うと想定) ・新店では自然冷媒または、R463A-J、R448A (GWP1,500以下)などの新冷媒を採用 				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。